

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報の提供

派遣元事業主 鳥取県米子市角盤町一丁目 76 番地  
 NTT 西日本米子支店ビル2階  
 (公社)鳥取県シルバー人材センター連合会

○令和6年度 事業所別シルバー派遣実績等

事業所	派遣労働者数	派遣先事業所数	派遣料金(円)	派遣労働者賃金(円)	マージン率(%)
連 合 会	25	1	14,263	10,796	24.3
鳥 取 市	125	34	12,047	9,244	23.3
米子広域	149	27	10,438	8,077	22.6
倉 吉 市	78	14	10,683	8,148	23.7
境 港 市	18	10	10,740	8,242	23.3
南部広域	67	11	11,951	9,303	22.2
大 山 町	17	5	11,896	9,134	23.2
岩 美 町	0	0	0	0	—
智 頭 町	39	8	10,189	8,308	18.5
八 頭 町	20	5	11,069	9,041	18.3
湯梨浜町	2	1	12,684	10,314	18.7
琴 浦 町	26	2	10,907	8,416	22.8
北 栄 町	26	9	10,826	8,374	22.6

・派遣料金 1人1日(8時間当たりの平均額)

・派遣労働者賃金 1人1日(8時間当たりの平均額)

○派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

① 労使協定方式

鳥取市、倉吉市、湯梨浜町：労使協定の締結あり(令和6年4月1日～令和8年3月31日)

南部広域：労使協定の締結：あり(令和6年4月1日～令和6年9月30日)

上記労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：事業所にて会員登録し、派遣しているすべての派遣労働者

② 均等・均衡方式

上記事業所及び南部広域(令和6年9月30日まで)を除く事業所

○キャリア形成支援に関すること

・キャリアコンサルティングの知見を有する相談員の設置(鳥取県SC連合会)

○その他の事項

・労災保険加入

・社会保険、雇用保険は原則加入なし

当会が実施するシルバー派遣事業は、60歳以上の会員が従事する「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限定されているため。

ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、鳥取県から指定を受けている業種及び職種の場合は、業務状況により加入。

※シルバー派遣事業に係る情報提供については、本連合会ホームページで提供します。